

個人情報保護、プライバシーについて考える —個人情報保護法施行から1年—

高度情報社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大しつつある中で、個人の権利、利益を保護することを目的に、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が制定され、1年が経過しました。

今号では、人権と密接に関わる個人情報保護について、私たちの生活に大きな関わりのある「医療現場」と「インターネット」での取り組みや課題についてご紹介します。

きめ細かなルールづくりと周知徹底で守る個人情報



(左から) しんうち まさもと 新内 正幹さん (大阪第二警察病院 事務部部长)
こばやし まさこ 小林 雅子さん (医療相談室 ソーシャルワーカー)、にしむら ゆりこ 西村 百合子さん (同左)

本人であっても開示請求の手順を踏んで

個人情報保護法が施行され、1年が過ぎました。施行に向けては、医務部長を長とする「個人情報保護管理委員会」を設置し、個人情報保護に関する対策を進めました。具体的には「個人情報保護指針を作成し、拡大コピーを院内に貼り出すなどして周知徹底する」「カルテの写しやX線写真などの個人情報が必要な際には、必ず開示請求の手順を踏む」「不要になった個人情報は、各部署ごとに設置しているシュレッダーでその都度、裁断する。年に1、2度は委託業者による溶解処分をし、院外に持ち出さない」などです。

法施行後は、私たち医療側や患者さんのどちらもがとまどう場面もありました。たとえばカルテやX線写真などが必要な場合、本人であっても身分証明書を提示のうえで開示請求し、料金もお支払いいただくなくてはなりません。それに対して「自分の情報なのに」「逆に情報公開の後退につながるのではないかと指摘される方もいます。私たちとしては、それだけ個人情報を保護・管理し、第三者に漏れないよう最大限のガードを行っていること、本人の意思を確認できれば速やかに対応することをお伝えし、ご理解をいただいています。

また、医療関係者による情報漏れを防ぐため、院内の管理規定である「大阪第二警察病院個人情報保護管理規程」によって、職務上知り得た情報を口外しないことを規定し、事あるごとに確認しています。

「個人情報保護管理委員会」は定例会を隔月ごとに開き、他院の事例や新聞記事などを参考にしながら個人情報保護に対する意識を深めています。

第三者からの問い合わせには直接応じない

電話での問い合わせについてもシステムを変更しました。先日、ある患者さんの主治医に、患者さんの上司から「現在の病状について聞きたい」と直接問い合わせの電話がかかってきたことがありました。個人情報保護法以前は、そのまま面談の予約をとるなど、カルテの開示も含めその担当科で対応していました。けれども今は、家族であろうと本人以外からの問い合わせや面談の要望に対しては、電話受付の段階でまず医療相談室のソーシャルワーカーが話を聞き、本人の了解を得るなどしてから対応します。医療現場ではプライバシーに関わる問題が多く慎重な対応を求められますが、すべての電話での問い合わせについて「まずは医療相談室へ」ということを徹底しています。ソーシャルワーカー3人が個人情報保護士の資格も取得し、万全な保護を期しています。

一方で、個人情報を院外と共有する場合もあります。たとえば退院後に介護保険サービスを利用される患者さんが、十分なサービスを受けるために、ケアマネージャーや施設のスタッフと情報の提供や共有をする場合です。もちろん本人や家族の方に了解の確認をとったうえでのことです。

今後の課題としては、民間企業等による患者さんの個人情報開示の第三者請求が挙げられます。同意書の様式がまちまちでとまどうことが多く、民間企業等も含めた統一ルールの必要性を感じています。

※ 2006（平成18）年4月から「北大阪警察病院」に改称

一人ひとりの意識がインターネットの質を高める

個人情報のとらえ方には大きな幅がある

個人情報について考える時、押さえておかなければならない点があります。まず、個人情報をまったく外へ出さずにいるのは不可能だということです。たとえばインターネット上で買い物をするれば名前や住所、カード番号を知らせてはなりません。そういう意味で個人情報の使用は欠かせないのですが、逆に巧みに使われ過ぎると困ったことも起きてきます。自分の買い物の情報が未来永劫にわたって記録されるのは気持ちいいものではありませんよね。

本人が了解すれば第三者が個人情報を利用することは構いません。けれど「ノー」という人も当然います。そのバランスをどうとるか。また、本人が了解したとしても、どこまで利用できるのかという問題もあります。

個人情報に対するとらえ方は実に多様です。だからこそ丁寧で具体的なポリシーや指針が必要なのです。現在は多くの企業がプライバシーポリシーを掲げていますが、問題のある場合も少なくありません。信頼できる企業かどうかを見分けるポイントをお話ししましょう。

まず、保有している個人情報の利用目的がどこまで具体的に書かれているか。漠然と「営業のために使用します」とあるだけでは、何にどう使われるかわかりません。もうひとつは、自分に関するどんな情報をもっているかを開示請求できる「アクセス権」について明記しているかどうか。「アクセス権」について書かれていても行使方法が具体的に書かれていなければ、どこに連絡すればいいのかわかりませんよね。実はまったく触れていない企業も多くあります。

インターネットにおける「表現の自由」について 踏み込んだ議論を

インターネットの発達のなかで、「表現の自由」と差別的な書き込みに対する規制というせめぎあいも生まれました。確かに「表現の自由」は非常に重要なものです。ただ、今、日本で保障されている「表現の自由」の概念はインターネットを前提としていません。雑誌や本の出版に際しては、社会的な立場や品位、モラル意識などが働きます。それを前提とし

て「表現の自由」が保障されています。自分の気持ちだけに忠実になればいいインターネットの世界で、従来の考え方をそのまま当てはめるのは無理があるのではないのでしょうか。

現在のプロバイダー責任制限法は、「表現の自由」を守るためにプロバイダーの責任をあまり追及しない内容になっています。しかし人権侵害を起こした人物を守ることを許しては、逆に市民社会のモラルは育ちません。インターネット上での「表現の自由」について踏み込んだ議論をしてもいい時期だと思います。

とはいえ、ブログや信頼できる人間関係のなかだけで公開するSNS^{*}の発達などに伴って、全体の質は上がってきていると感じています。

“影”の部分がなくなることはないでしょうが、全体の質があがれば小さくなっていくはず。インターネットには、仮想社会という一面が

あります。しかしそれは、あくまでも現実社会の延長上に存在するのです。ブログの例などもそれにあたると思いますが、実社会の中での更なる啓発や教育によって、もっと“影”の部分を小さくしていくことが大切だと思えます。

また、今後は、まず私たち自身がコンピューターのことをよく知っていく「コンピューターリテラシー」が必要です。その上で、おとなが子どもたちにインターネットの上手な使い方や、他人とのコミュニケーションのとり方をいかに伝えていくかが大事なポイントになると思います。

* SNSとは…参加者が互いに友人を紹介しあい、新たな友人関係を広げることを目的に開設されたコミュニティ型のウェブサイト。誰でも参加できるものと、既存の参加者からの招待がないと参加できないというシステムになっているものがある。



たかぎ ひろし
高木 寛さん
(株式会社インターネットプライバシー
研究所代表取締役)

今の社会で生活していくとき、個人情報を一切出さないで生活することは不可能に近いことです。不必要な情報の収集や、不適切な利用は問題です。しかし、必要な個人情報を収集し、適切に管理し、使用することは、むしろ私たちの生活を守り、より豊かにしていくことにつながります。個人情報を扱うのは人。私たちの人権意識が問われているのではないのでしょうか。